

令和 5 年

南部町議会第1回臨時会会議録

令和5年4月28日

山梨県 南部町議会

令和5年南部町議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

令和5年4月28日（金）
午前10時00分 開会・開議
於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 報告第 2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第22号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する減免措置の延長に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第24号 南部町職員の特別勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第25号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第26号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第27号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第28号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第29号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第30号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第31号 教育委員の任命について |
| 日程第16 | 議案第32号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第17 | 議案第33号 公平委員会委員の選任について |
| 日程第18 | 議案第34号 公平委員会委員の選任について |

- 日程第19 議案第35号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第20 議案第36号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第21 議案第37号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第22 議案第38号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第23 議案第39号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第24 議案第40号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第25 議案第41号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第28 選挙管理委員会委員及び補充員選挙
- 日程第29 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 芦澤潤一郎 | 2番 | 望月 憲之 |
| 3番 | 望月小五郎 | 4番 | 塩津 悟 |
| 5番 | 望月 郁夫 | 6番 | 木内 秀樹 |
| 7番 | 遠藤 高芳 | 8番 | 高橋 茂広 |
| 9番 | 遠藤 光宣 | 10番 | 仲 亀 佳定 |
| 11番 | 小泉 昇一 | 12番 | 望月 光彦 |

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 3番 | 望月小五郎 | 4番 | 塩津 悟 |
|----|-------|----|------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

- | | | | |
|---------|-------|-------------------------|--------|
| 町 長 | 佐野 和広 | 教 育 長 | 入月 一巳 |
| 代表監査委員 | 田中 清一 | 会 計 管 理 者
(兼)出 納 室 長 | 渡辺 幸博 |
| 総 務 課 長 | 渡辺 雄治 | 企 画 課 長 | 杉山 一陽 |
| 財 政 課 長 | 遠藤 一明 | 税 務 課 長 | 仲 亀 哲也 |
| 交通防災課長 | 金井 貴 | 子育て支援課長 | 岡村 忠 |

福祉保健課長	近藤 利也	住民課長	若林 安彦
産業振興課長 (株)農業委員会事務局長	佐野 郁夫	建設課長	尾崎 龍次
水道環境課長	遠藤 成	デイサービスセンター所長	望月 裕司
健康管理センター所長	大倉 直也	学校教育課長	若林 将基
生涯学習課長 (兼)公民館長	遠藤 賢		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺 正樹

開会 午前10時00分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第1回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、先日の町長選挙におきまして無投票で4期目の当選を果たされました、佐野和広町長に、心よりお祝いを申し上げます。誠にめでたうございます。

「一流の田舎町 南部町」の前進に向けて、町民の付託に応える決意新たなご活躍に、期待をいたしております。

さて、4年ぶりの開催となりました「たけのこまつり」は、裏年のため集荷量は少ないながらも、心配された天候は暑いほどに回復し、約1万人の来場者を迎えて盛大に催すことができました。来年の豊作、更なる盛況に期待するところです。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、令和5年南部町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第1回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において3番 望月小五郎議員および4番 塩津 悟議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りと致したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告致します。
次に、請願、陳情についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。
以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 議案第 2 2 号 | 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 3 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する減免措置の延長に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 4 号 | 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 2 5 号 | 令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 2 6 号 | 令和 5 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 2 7 号 | 令和 5 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 2 8 号 | 令和 5 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 2 9 号 | 令和 5 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 3 0 号 | 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |

以上、11件について、会議規則第37条の規定により一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、令和5年南部町議会第1回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り議会が開催できますことに、心から感謝申し上げます。

私ごとであります。一昨日から4期目の任期がスタートいたしました。ただいま議長から祝意と激励を頂戴致しましたが、議員各位におかれましても町政推進のため、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今任期中は、これまで3期12年に積み上げてまいりました各種事業を礎に、町民が主役の南部らしい町づくりの集大成を図ってまいります。

今年度は、昨年からの準備を進めてまいりました子育て支援の充実、地域活性化事業として期

待する旧万沢小学校の利活用など、新たな南部町の町づくりの第一歩として取り組んでまいります。

職員に対しましては一昨日、4期目の町政執行にあたり、管理職会議を開き訓示を行いました。また、来週月曜日には各課長と個別に面談を行い、指示する予定となっております。

これから、あじさいまつり・火祭りと、大きなイベントも控えております。本町を訪れてくれるお客さまに、これまで以上の「笑顔のおもてなし」の実践をスローガンに、職員一丸となって行政運営に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、4月18日、堀之内可和元町議会議員がご逝去されました。平成16年11月より4期16年の長きにわたり在職し、議長など各種委員を歴任され、本町のためにご尽力いただきました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本臨時会に提案をさせていただきました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本臨時会への提出議案は、専決処分した事件の報告2件、条例の制定が2件・一部改正1件、補正予算が6件、諮問を含めた人事案件が13件の、合計24件であります。はじめに、人事案件を除いた議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案集1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分いたしました南部町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、南部町税条例の一部を改正する必要があることから専決処分をしたものです。

続いて、議案集12ページ、報告第2号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。報告第1号と同じく地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから専決処分をしたものです。

次に議案集14ページ、議案第22号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定についてであります。町長を補佐し、町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、常勤の特別職として再度、秘書政策監を設置したいことから、本条例を制定する必要があるためであります。

次に議案集17ページ、議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する減免措置の延長に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税および介護保険料の減免措置を講じて来ましたが、令和5年度以降における国の財政支援の取り扱い方針の決定を受け、減免措置の納期限を1年間延長することとしたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるためであります。

次に、議案集19ページ、議案第24号 南部町職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられることに伴い、職員の特務手当を支給する基本条例の一部を廃止する必要があるためであります。

続いて議案第25号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第1号)であります。補助事業費の決定により予算化が必要な事業や、条例の制定により人件費について補正予算案を編成したところであります。内容につきましては、特別職の秘書の職の条例の制定に関する人件費と、それに併せて4月の人事異動に伴う人件費、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、低所得子育て世帯生活支援特別給付事業、子育て世帯応援事業の補正をお願いするものであります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ163万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億2,336万6千円とするものであります。財源につきましては、国県支出金および繰越金を充てます。

次に、議案第26号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算から議案第30号 南部町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正予算を計上いたしました。

以上が、本臨時会に提案をさせていただいた条例、補正予算関係の説明ですが、詳細な内容につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(望月光彦君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 報告第1号、日程第5 報告第2号および日程第7 議案第23号について、仲亀税務課長。

○税務課長(仲亀哲也君)

(補足の説明・省略)

○議長(望月光彦君)

次に、日程第6 議案22号、日程第8 議案第24号について、渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺雄治君)

(補足の説明・省略)

○議長(望月光彦君)

次に、日程第9 議案25号から、日程第14 議案第30号について、遠藤財政課長。

○財政課長(遠藤一明君)

(補足の説明・省略)

○議長(望月光彦君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

議案集1ページをお開きください。

はじめに、日程第4 報告第1号 専決処分した事件の承認について(南部町税条例の一部を改正する条例)について、質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案集11ページ、日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案集14ページ、日程第6 議案第22号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

特別職につきましては、町長を補佐するというので大変良いことだと思いますが、他町村ではどのようになっているのかお伺いします。

○議長（望月光彦君）

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

お答えします。他町では副町長を置いていますので、秘書政策監は置いていません。ちなみに給与月額については、身延町の副町長が56万4千円、早川町が52万円、富士川町が58万円、市川三郷町が53万8千円という形です。

本町では副町長を置かないとしていますので、秘書政策監ということで常勤の特別職となりますが、金額的には一般職に準じております。秘書政策監という形ですと、県内でも置いているところはありません。

○議長（望月光彦君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第22号の質疑を終結いたします。

次に議案集17ページ、日程第7 議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する減免措置の延長に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第23号の質疑を終結いたします。

次に議案集19ページ、日程第8 議案第24号 南部町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第24号の質疑を終結いたします。

次に別冊の令和5年度南部町一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第9 議案第25号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑はすべての会計において事項別明細書により行います。

一般会計補正予算(第1号)について、歳入9ページ、歳出13ページから21ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員(望月憲之君)

歳出の17ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費の、5目 新型コロナウイルス感染症予防費の中で、報償費に予防接種医師謝礼と、委託料に新型コロナウイルスワクチン接種委託料とありますが、違いについて教えてください。

○議長(望月光彦君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(近藤利也君)

望月議員のご質問にお答えします。

7節 報償費の医師謝礼は、町内での集団接種を行うために、町内の医師と看護師に当日お願いするための費用です。委託料の中の新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、集団接種会場以外の個別接種によるものと区分けしています。

○議長(望月光彦君)

望月憲之議員。

○2番議員(望月憲之君)

新型コロナウイルスワクチンについては、今年度も引き続き接種が続いていくと思いますが、5年度中の予定がわかれば教えてください。

○議長(望月光彦君)

福祉保健課長。

○福祉保健課長(近藤利也君)

望月議員のご質問にお答えします。1カ月ほど前、3月ですが、今後の新型コロナワクチンの特例臨時接種について、令和6年3月末まで延長するという方針が、厚生労働省から示されています。令和5年度も公費負担での接種継続が決定したということです。

これを受けて本町においても、国から示されたスケジュールに沿って春と秋の2回に分けて接種を実施することとしています。春接種は6月上旬から7月上旬の土曜日・日曜日における集団接種が必要となるため、6月補正では間に合いませんので、本臨時会における計上とさせていただきます。

対象者は、1・2回目の接種を終了している65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する5歳から64歳の方、医療従事者、介護従事者等となっており、接種計画を現在立てています。

秋の接種は、対象者が1・2回目の接種を終了している5歳以上のすべての方となっています。春接種の実績を見ながら10月から12月にかけて集団による接種を計画したいと考えています。

予算は多少余裕をもって、春接種は3千5百人、秋は春接種をした方を含めて6千5百人を想定し、計上させていただきます。

○議長(望月光彦君)

他に質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

同じ費目に、システム改修委託料とシステム導入委託料が計上されています。通常だとこれまでと同じようなワクチン接種なので、費用はこんなに掛からないのではいかという気がするのですが、全国统一なのかと思います。内容について教えてください。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月議員のご質問にお答えします。

システム改修委託料につきましては、新たな接種に当たりましてはその都度システムの改修をしていかなければなりません。役場で対象者への申請書の発行などの業務をするためのシステムになります。

それから、システム導入委託料につきましては、高齢者の方々には少し難しいのかもしれませんが、スマートフォンを使用してワクチン接種の予約ができるようにしております。このための委託料になります。

○議長（望月光彦君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、別冊の令和5年度特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第10 議案第26号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第27号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、29ページと33ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第28号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

はじめに、事業勘定、51ページと55ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、87ページと91ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

遠藤光宣議員。

○9番議員 (遠藤光宣君)

91ページの人件費の減額について、人事異動によるものとのことですが、医師の体制によるものなのか、詳しく説明してください。

○議長 (望月光彦君)

総務課長。

○総務課長 (渡辺雄治君)

あくまで職員と看護師の人事異動によるもので、人数の減や医療体制の変更ということはありません。

○議長 (望月光彦君)

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第29号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、107ページと111ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第29号の質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第30号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、127ページと131ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第4 報告第1号、日程第5 報告第2号の専決処分した事件の承認について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第1号、日程第5 報告第2号の討論を終結いたします。

次に、日程第6 議案第22号から日程第8 議案第24号の、条例の制定および改正の3件についてを一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第22号から日程第8 議案第24号の討論を終結いたします。

次に、日程第9 議案第25号から日程第14 議案第30号の、令和5年度一般会計および特別会計の補正予算6件についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第25号から日程第14 議案第30号の討論を終結いたします。
次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

まず、日程第4 報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第4 報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第5 報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第22号 南部町特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第22号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第23号 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する減免措置の延長に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第23号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第24号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第25号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第26号 令和5年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第27号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第28号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第29号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第13 議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第30号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第14 議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第31号 教育委員会委員の任命について、日程第16 議案第32号から日程第18 議案第34号までの公平委員会委員の選任について、以上の4件を、会議規則第37条の規定により一括して議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長(佐野和広君)

それでは、議案第31号から議案第34号までの人事案件につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、議案集22ページ、議案第31号 教育委員会委員の任命についてであります。望月正宏教育委員の任期が令和5年5月9日をもって満了となりますが、望月正宏氏を引き続き任命するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和5年5月10日から令和9年5月9日までの4年間となります。

次に、議案集23ページ 議案第32号から、25ページ 議案第34号までの、公平委員会委員の選任についてであります。現在の3名の委員が令和5年4月30日をもって任期を迎えることから、委員を任命する必要がありますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30

日までの4年間となります。

それでは、委員としてご提案する3名の方を申し上げます。

議案第32号は、南部町南部5148番地 萩原 敬氏で、再任であります。

議案第33号は、南部町福士3977番地 樋口欣宏氏で、新任であります。

議案第34号は、南部町内船7380番地2 若林泰文氏で、同じく新任であります。

以上の3名を、公平委員として同意をお願いするものであります。

以上が、教育委員会委員と公平委員会委員の人事案件となりますが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この4件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

はじめに、日程第15号 議案第31号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第15 議案第31号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16号 議案第32号 公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第16 議案第32号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号 議案第33号 公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第17 議案第33号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第18号 議案第34号 公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第18 議案第34号については、原案のとおり同意することに決定いたしま

した。

次に、日程第19号 議案第35号から、日程第25 議案第41号までの、南部町富沢財産区管理会委員の選任についての7件を、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

望月小五郎議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、望月小五郎議員の除斥を求めます。

(除 斥)

○議長 (望月光彦君)

それでは、この7件について、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

それでは、議案集26ページ 議案第35号から、32ページ 議案第41号までの、南部町富沢財産区管理会委員の選任につきまして、提案理由の説明をいたします。

現在の富沢財産区管理会委員が、令和5年4月30日をもって任期を迎えることから、委員を任命する必要がありますので、南部町富沢財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日までの4年間となります。

それでは、委員としてご提案する7名の方を申し上げます。

議案第35号は、南部町福士18434番地 望月金久氏で、再任であります。

議案第36号は、南部町万沢3465番地 望月藤一氏で、再任であります。

議案第37号は、南部町福士22033番地 山本泰廣氏で、再任であります。

議案第38号は、南部町福士8232番地 望月澄雄氏で、再任であります。

議案第39号は、南部町万沢14449番地 望月良郎氏で、再任であります。

議案第40号は、南部町万沢5136番地 望月榮二氏で、再任であります。

議案第41号は、南部町福士1309番地 望月小五郎氏で、新任であります。

以上7件が、富沢財産区管理会委員の人事案件となりますが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (望月光彦君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この7件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

はじめに、日程第19号 議案第35号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第19 議案第35号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号 議案第36号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第20 議案第36号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第21号 議案第37号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第21 議案第37号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第22号 議案第38号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第22 議案第38号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第23号 議案第39号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第23 議案第39号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第24号 議案第40号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第24 議案第40号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第25号 議案第41号 南部町富沢財産区管理会委員の選任について採決いた

します。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第25 議案第41号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、望月小五郎議員は、入場して席にお戻りください。

(入 場)

次に、日程第26 諮問第1号と、日程第27 諮問第2号の、人権擁護委員の推薦についての2件について、会議規則第37条の規定により一括して議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

それでは、議案集33ページ 諮問第1号と、34ページ 諮問第2号の、人権擁護委員の推薦についてであります。現在、本町には人権擁護委員が5名おられますが、そのうちの2名の方が令和5年9月30日をもって任期満了を迎えることとなることから、議会のご意見を伺って法務大臣に推薦をいたしたいと思っております。

それでは、推薦したい2名の方を申し上げます。

諮問第1号は、南部町楮根3021番地1 稲葉芳幸氏、諮問第2号は、南部町本郷3128番地 石川仲子氏、以上の2名です。

任期は、令和5年10月1日からの3年間となります。

以上2件が人権擁護委員の人事案件となりますが、ご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 (望月光彦君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この2件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

はじめに、日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案については、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第26 諮問第1号については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本案については、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第27 諮問第2号については、原案の候補者を適任とすることに決定いたしました。

○議長 (望月光彦君)

日程第28 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題といたします。

現在の選挙管理委員会委員および補充員が、4月29日をもって任期満了となる旨、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員長から議長宛て通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項および第2項の規定により、議会において選挙を行います。なお、被選挙人はそれぞれ4名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員および補充員の指名をいたします。

最初に、選挙管理委員会委員を指名いたします。選挙管理委員会委員には、

南部町万沢1375番地 佐野研二氏、

南部町成島1263番地 渡辺純子氏、

南部町楮根2443番地 佐野保仁氏、

南部町内船9143番地 渡辺信吾氏、

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、佐野研二氏、渡辺純子氏、佐野保仁氏、渡辺信吾氏が、南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をいたします。選挙管理委員補充員には、

第1順位 南部町福士5518番地 久保川昭弘氏、

第2順位 南部町福士4252番地 望月良治氏、
第3順位 南部町内船8250番地1 四條和彦氏、
第4順位 南部町南部9172番地410 田村秋人氏、
以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位 久保川昭弘氏、第2順位 望月良治氏、第3順位 四條和彦氏、第4順位 田村秋人氏が、順序のとおり南部町選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、ただいま当選されました新たな8名の方の任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までの4年間となります。名簿は後ほど配付をさせていただきます。

○議長 (望月光彦君)

日程第29 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。以上で、本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、令和5年南部町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前11時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年4月28日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

会議録署名議員

塩 津 悟

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渡 辺 正 樹